

国官会第14548号
国官技第300号
国営計第119号
国北予第13号
令和7年11月27日

各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大臣官房 会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長
北海道局 予 算 課 長

(公印省略)

「工事費内訳書の提出について」の一部改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の一部が令和7年12月12日に施行されることに伴い、「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国地契第84号）を下記のとおり改正し、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国地契第84号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）、「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）、「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われてきたところ、<u>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の平成26年度の改正に伴い、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めることとした。今般、令和6年度の同法改正によって、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）を記載しなければならないこととなったことから、入札者に対し、下記のとおり工事費内訳書の提出を求めることとしたので、通知する。</u> なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。 記 1 （略） 2 工事費内訳書の内容及び様式 工事費内訳書の内容は、以下①（営繕工事にあつては②）に示す形式（以下「提出形式」という。）とする。	工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）、「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）、「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）及び <u>「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われてきたところであるが、</u>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の<u>改正に伴い、今般、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、下記のとおり競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めることとしたので、通知する。</u> なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。 記 1 （略） 2 工事費内訳書の内容及び様式 工事費内訳書の内容は、以下①（営繕工事にあつては②）に示す形式（以下「提出形式」という。）とする。

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が
工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、
可能な限り添付するものとする。

- ① 数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること

—

- ② 数量書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。また、材料費、労務費及び法定福利費等を明記すること。

（なお書きは2柱書に移記）

3～6 （略）

附則 （略）

附 則（令和3年3月31日国地契第84号等）

附 則（令和7年11月27日国官会第14548号等）

- ① 数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。

- ② 数量書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。。

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

3～6 （略）

附則 （略）

<u>この通知は、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用する。</u>	
--	--